

健康づくり推進員運営要領

(目的)

第1条 この要領は、健康づくり推進条例第16条第1項の規定に基づき設置する健康づくり推進員の運営及び活動について必要な事項を定める。

(健康づくり推進員)

第2条 健康づくり推進員は、次の各号に掲げる者（以下「推進員等」という。）とする。

- (1) 健康ひょうご21県民運動推進員
- (2) 食の健康運動リーダー
- (3) 8020運動推進員

(推進員等の要件)

第3条 推進員等の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 率先して健康づくり活動に取り組むほか、健康づくりの推進に関する施策又は事業に必要な協力ができること
- (2) 兵庫県内に居住又は勤務していること
- (3) 満20歳以上であること

(委嘱)

第4条 知事は、健康ひょうご21県民運動推進会議会長（以下「会長」という。）とともに、次の各号のいずれかに掲げる者で、公益財団法人兵庫県健康財団（以下「健康財団」という。）が実施する研修を受講した者を委嘱状（様式第1号）により健康ひょうご21県民運動推進員及び8020運動推進員として委嘱する。

- (1) 健康ひょうご21県民運動推進会議又は健康ひょうご21県民運動地域会議の参画団体（以下「参画団体」という。）から推薦を受けた者
- (2) 各種健康づくり講座等（知事及び会長が認めたもの）を修了した者
- (3) その他知事及び会長が適当と認めた者

2 知事及び会長は、前項の者のうち栄養・食生活改善に識見があり、参画団体から推薦を受けた者を委嘱状（様式第2号）により食の健康運動リーダーとして委嘱する。

(任期)

第5条 推進員等の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(解嘱)

第6条 知事及び会長は、推進員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解嘱することができる。

- (1) 第3条第1号又は第2号の要件を満たさなくなった場合
- (2) 推進員等から申出があった場合
- (3) その他推進員等として適当でないと認められる場合

(推進員等の身分)

第7条 推進員等は、ボランティアとしての活動を行うものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を保有するものではない。

(活動)

第8条 健康ひょうご21県民運動推進員は、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 自らの日常生活において健康づくりを実践し、地域住民への普及に努めること

- (2) 研修会、講演会等に積極的に参加し、その資質の向上に努めること
 - (3) 地域住民、所属する各団体等が主催する各種会合等の場に積極的に参加し、兵庫県等の作成するパンフレット等の資材を活用した普及に努めること
 - (4) 所属する各団体等に対して、ひょうご健康づくり県民行動指標（以下「行動指標」という。）に基づく実践目標を設定し、その実践に取り組むよう働きかけること
 - (5) 活動を通じて得た健康づくりに関する情報、事例、意見等の情報交換を積極的に行うとともに健康財団に提供すること
 - (6) その他健康づくりの推進に関すること
- 2 食の健康運動リーダーは、地域住民等に対し、「ごはん」「大豆」「減塩」を柱とした調理実習、その他の食の健康運動の推進活動を行う。
 - 3 8020 運動推進員は、地域住民等に対し歯科健診の受診勧奨その他の 8020 運動の推進活動を行う。

（報 告）

- 第 9 条 健康ひょうご 21 県民運動推進員及び 8020 運動推進員は、前条第 1 項及び第 3 項の活動内容について、報告書（様式第 3 号）により年 1 回健康財団に報告するものとする。
- 2 食の健康運動リーダーは、前条第 2 項の活動内容について、報告書（様式第 4 号）により年 1 回健康財団に報告するものとする。
- 3 健康財団は、前 2 項の報告を取りまとめ、年 1 回兵庫県に報告するものとする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、兵庫県及び健康財団は、必要に応じて推進員等に報告を求めることができる。

（活動領域）

- 第 10 条 推進員等の活動領域は、兵庫県内とし、原則として推進員等の居住地又は所属する団体等の活動地域を中心に活動するものとする。

（活動等の支援）

- 第 11 条 兵庫県及び健康財団は、健康づくりに関する普及用各種資料を配付するほか、推進員等の活動を支援する。

（守秘義務）

- 第 12 条 推進員等は、その活動を遂行するにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

（庶 務）

- 第 13 条 推進員等に関する庶務は、健康財団が行う。

（その他）

- 第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

（健康ひょうご 21 県民運動推進員設置要綱等の廃止）

- 2 健康ひょうご 21 県民運動推進員設置要綱（平成 13 年 12 月 1 日。以下「推進員設置要綱」という。）及び食の健康運動リーダー設置要綱（平成 15 年 7 月 25 日。以下「リーダー設置要綱」という。）並びに「食の健康運動リーダーに係る取扱要領（平成 15 年 7 月 25 日）」は、廃止す

る。

(経過措置)

- 3 推進員設置要綱第3条第1項の規定に基づく健康ひょうご 21 県民運動推進員及びリーダー設置要綱第3条の規定に基づく食の健康運動リーダーとして委嘱されていた者でこの要領施行の日以後も委嘱期間がある者は、この要領の第4条第1項及び第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合においてその任期は、この要領の第5条の規定にかかわらず、従前のおりとする。
- 4 前項の規定による推進員については、この要領の第4条第1項に規定する8020運動推進員として委嘱されたものとみなす。この場合においてその任期は、前項の例によるものとする。
- 5 推進員設置要綱第3条第1項の規定に基づく健康ひょうご 21 県民運動推進員及びリーダー設置要綱第3条の規定に基づく食の健康運動リーダーとして委嘱されていた者でこの要領の附則第3項に規定する者以外の者については、この要領の第4条の規定する者に該当するものとして同条第1項及び第2項の規定により委嘱することができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年7月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年7月8日から施行する。